

環境基本計画改訂の考え方

1 現在までの議論の経緯

平成23年1月の環境審議会において、環境基本計画については、「本県の新たな体制や方向性が明らかになり、環境保全の取組に対する考え方が、新年度にしっかりと固められた時点で、改めて、委員の皆さまにご議論いただく」ため、継続審議として決定されました。

2 県政ビジョンとの関係

(1) 環境基本計画

県政ビジョンが、概ね10年間を見ずえたものとして策定するものとされていること、環境保全の取組についての長期的な視点からの策定を行う必要があることから、当初の予定どおり概ね10年間を計画期間とします。

(長期計画：目標年度2021(H33)年度)

(2) 環境基本計画推進計画(アクションプラン)

県政ビジョンの実施計画については、県政ビジョンと同時に策定することとされていることから、環境基本計画のアクションプランについても、同時に策定することとします。

また、県政ビジョンの実施計画が2012(H24)年度からの4年間とされていることから、目標項目(目標数値)を共有することにより、アクションプランの実施を確実ならしめ、また、目標管理を県政ビジョンと整合させるため、アクションプランの期間を4年間とします(中期戦略)

2 策定スケジュール

平成23年度中に策定するものとします。

3 策定に向けた方針

(1) 構成・内容

- ① 「基本理念」「基本目標」については、現在の中間案を基本とします。
「施策」「主要な取組」については、新しい県政ビジョン(および実施計画)との整合をはかっていきます。
- ② 東日本大震災や福島県における原子力発電所の事故の影響や状況変化を「計画策定の背景」、「環境問題をとりまく時代潮流」の部分に追記します。
- ③ 「目標達成に向けた三重県の施策展開のあり方」について、新しい県政ビジョンにおける政策の方向性に合わせて修正していきます。

(2) 基本計画と推進計画（アクションプラン）

- ① 県政ビジョンの策定方法にあわせて、基本計画と推進計画（アクションプラン）を同時に作成するものとします。
- ② 基本計画については、長期（10年間）の計画であることから、具体的な事業は推進計画において記述することとし、方向性を示す総括的な記述とします。
- ③ 中間案作成までの議論を尊重するため、中間案に記載されている具体的な取組の内容については、出来るだけ推進計画に記述していくこととします。

新しい県政ビジョンの策定について

社会経済情勢の変化や東日本大震災の発生などによる県民ニーズの変化に適切に対応し、県民の皆さんと共に新しい三重づくりに取り組むための指針として、新しい県政ビジョンを平成23年度中に策定します。また、県政ビジョンを実現するための実施計画についても同時に策定します。

1 県政ビジョン・実施計画の性格及び位置づけ

(1) 県政ビジョン

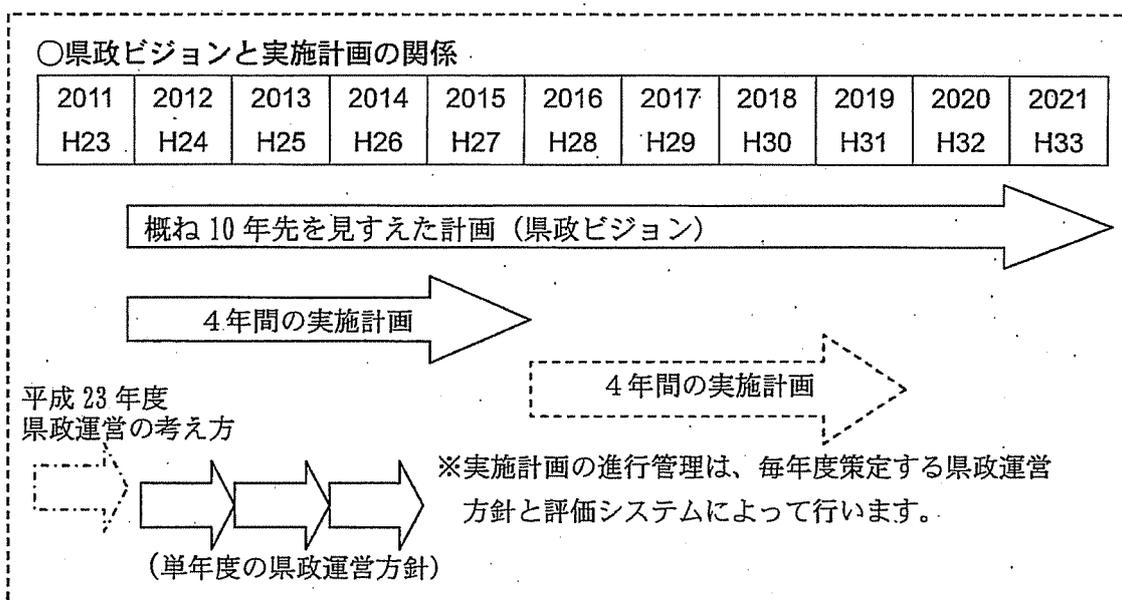
長期的な視点から、三重県のあるべき姿とともに、今後の県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示したもの。(長期戦略)

(2) 実施計画

県政ビジョンを実現するための施策や重点的な取組内容を、中期的な視点から具体的に示したもの。(中期戦略)

2 計画期間・構成案(別紙参照)

県政ビジョンについては概ね10年先を見すえたものとするともに、実施計画については4年間を計画期間とし、いずれも平成24年度からのスタートとします。構成案については、別紙のとおりです。



3 策定スケジュール

議会日程に合わせ、次のスケジュールで策定作業を進めます。

9月中旬 中間案（県議会第3回定例会9月会議で説明）
県政ビジョン：基本理念、県政運営の基本姿勢、政策展開の基本方向等の提示

実施計画：施策の概要、重点戦略項目の考え方を提示

11月下旬 最終案（県議会第3回定例会11月会議で説明）

実施計画：施策の目標数値、重点戦略項目の内容等を新たに提示

24年2月中旬 議案提出（県議会第1回定例会に提案）

3月 策定

4 策定体制と検討方法

次のような体制及び検討方法により、策定作業を進めていきます。

(1) 全庁的な体制

総合経営会議や若手職員ワーキンググループ等による全庁での検討を行います。

(2) 有識者会議

外部の有識者からなる「経営戦略会議（仮称）」において、時代潮流や将来予測等について広い視点からご助言をいただき検討を深めます。

(3) 県民の意見

「県政だより」や「車座トーク（知事と県民との直接対話）」等により、県民の皆さんのご意見を伺います。

(4) 市町との意見交換

県と市町の地域づくり連携・協働協議会（地域会議）トップ会議や説明会の開催等を通じて、市町長、市町職員との意見交換を行います。

- 上記のほか、各部局が主催する委員会・会議等も活用しながら、幅広く県民の皆さんからのご意見をいただくこととし、県政ビジョンに反映していきます。

県政ビジョン・実施計画の全体構成案

1 県政ビジョン

平成24年から概ね10年先を見すえて、三重県のあるべき姿等を明らかにした基本理念や将来像とともに、政策展開の基本方向や「政策」、「施策」の方向性を示したもの

(1) 現状認識

時代潮流や将来予測を踏まえ、国全体や県の直面している現在の状態、課題等を示したもの

- ①
- ②
- ③

(2) 基本理念

三重県のあるべき姿等を明らかにしたもの

(3) 県政運営の基本姿勢

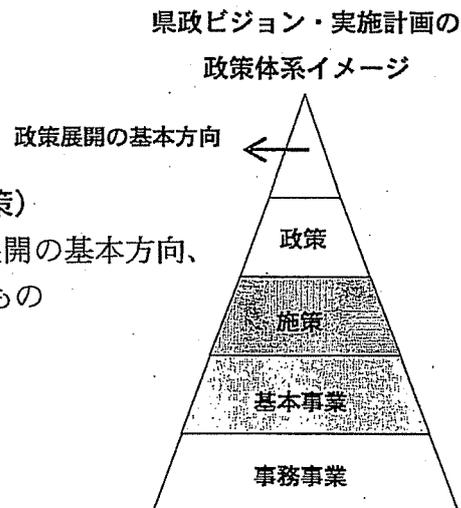
政策を展開するにあたって県の考え方や職員の行動指針を明らかにしたもの

- ①
- ②
- ③

(4) 政策体系（政策展開の基本方向～政策）

基本理念を具現化するための政策展開の基本方向、政策、施策の方向性を明らかにしたもの

- ①
- ②
- ③



2 実施計画

県政ビジョンを実現するために、平成24年から27年までの4年間で県が取り組む施策・事業内容を示したもの

(1) 政策体系（施策～基本事業）

県政ビジョンに掲げる政策を実現するため、施策と基本事業を体系化し、施策の取組内容と基本事業の目的を明らかにしたもの

(2) 重点戦略項目

4年間で重点的に取り組む課題等を示したもの

(3) 計画の推進

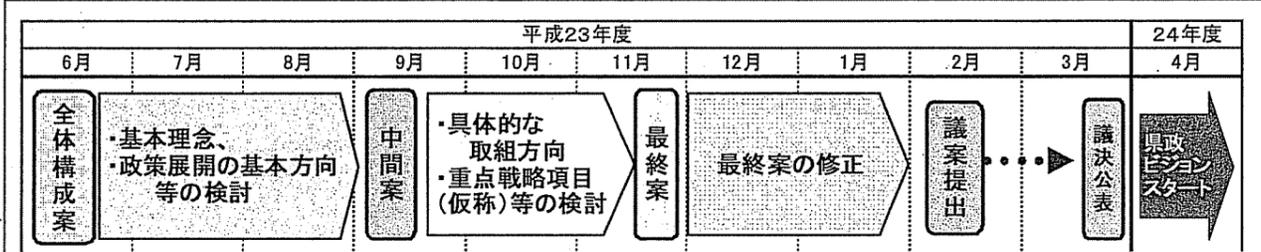
計画を推進するにあたっての行政経営資源の見通しや進行管理（評価）の仕組みを示したもの

新しい県政ビジョンの策定に向けて ～「日本一、幸福が実感できる三重」をめざして～

1 新しい県政ビジョンを策定します

県では、社会経済情勢の変化や東日本大震災の発生などによる県民ニーズの変化に対応し、県民の皆さんと共に新しい三重づくりに取り組むための指針として、新しい県政ビジョンを平成23年度中に策定します。また、県政ビジョンを実現するための実施計画についても同時に策定します。

【策定スケジュール】



2 現状認識

(1) 東日本大震災によって加速したパラダイム転換

- ◇成熟社会への移行に伴い変わってきた人々の価値観やパラダイムの転換が東日本大震災によってさらに加速しています。
- ◇震災によって生活様式そのものの見直しが迫られるとともに、人々の安全・安心に対する意識が高まっています。

(2) 人口構造の変化

- ◇人口減少社会、少子高齢社会の進展によって労働生産人口が減少しています。
- ◇単独世帯が増加するなど家族のかたちが変わっています。

(3) 経済・産業構造の変化

- ◇経済のグローバル化、ネット社会の発展により世界経済が一体化しており、世界経済の動向が三重県経済を直接左右する時代になっています。
- ◇産業の知識化が進む中で、雇用形態の多様化、雇用の不安定化、所得の二極化が進んでいます。

(4) 生活不安の広がりや格差の拡大

- ◇社会保障制度に対する不安が拡大し、雇用経済情勢も先行き不透明な状況が続いています。
- ◇過疎地域など条件不利地域の問題が顕在化してきており、それらの地域の活性化が求められています。

(5) 絆の希薄化

- ◇コミュニティのあり方が変化しています。無縁社会が問題視される一方、震災を契機に絆の重要性が再認識されています。

(6) 国・地方のあり方と財政問題

- ◇地方分権改革への取組が進む中、国と地方のあり方を展望する必要があります。
- ◇歳入の減少、歳出の増加によって国・地方の財政は危機を迎えています。

3 今、求められているもの

人々の価値観が多様化する中で、行政サービスに対する県民ニーズは多様化・高度化しています。一方、少子高齢化や人口減少の進展、経済成長を前提とした社会経済システムの行き詰まり、社会保障関係費の増加、東日本大震災の復興にかかる財政需要等により、行政経営資源の制約はますます厳しい状況になることが見込まれます。

これからの時代は、県民一人ひとりが自立するとともに、自らの地域のことは地域に住む人々が主体的に課題の解決に取り組まないと成り立たないと考えます。

こうした中、県民の皆さんや市町と力をあわせ、次のことに取り組んでいきたいと考えています。

(1) 「今ある力」を一層発揮し、活力ある社会をつくっていく。

- ◇三重県がもつ産業や自然・歴史・文化などの地域資源(「今ある力」)を磨き上げ、最大限生かすことで、活力ある社会をつくっていきます。
- ◇「今ある力」を一層発揮するためには、つながりを生かした取組が必要であると考えています。例えば、今ある産業の力を一層発揮するためには、産業間や企業間、異業種間の連携や海外とのネットワークづくりが必要であり、自然や歴史、文化等の今ある地域資源の力を一層発揮するためには、個々の地域資源を結びつける取組等が必要であると考えています。

(2) 「新しい豊かさ」について考える。

- ◇経済的な尺度や物質的な豊かさだけではない、成熟した社会における「新しい豊かさ」が求められています。
- ◇「今ある力」を一層発揮し、活力ある社会をつくるとともに、恵まれた地域資源を生かして、人と人のつながりや、自然とのふれあいの中で幸福を感じるような「新しい豊かさ」について考えていきます。

4 政策展開の方向性

(1) 安全で安心して暮らすことのできる三重に向けて

- 日常生活における不安を取り除き、県民一人ひとりが安全と安心を実感できるよう取組を進めます。
- ◇地震対策・津波対策や頻発する異常気象に備える防災対策
- ◇犯罪に強く、交通事故のないまちづくりなど県民の安全の確保に向けた取組
- ◇地域医療体制や介護・福祉サービスの充実など、県民の健康と福祉の向上に向けた取組等

(2) 人と地域が輝き、個性や能力を生かすことのできる三重に向けて

- 県民一人ひとりが個人として尊重され、個性や能力を生かして自らの夢や希望の実現に挑戦できるような取組を進めます。
- ◇それぞれの個性や能力を発揮できる教育環境づくりや、生涯にわたり学び続けることができる環境づくり
- ◇安心して子育てができる環境整備、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに向けた取組
- ◇一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けた取組等

(3) 働く機会に恵まれ、産業や経済が活発な活力ある三重に向けて

- 地域における雇用の場が確保され、県民一人ひとりが経済的な豊かさを実感できるような取組を進めます。
- ◇地域経済の活性化と雇用の創出に向けた取組
- ◇産業や観光など活力創造を支える幹線道路網などのインフラ整備等